

## 令和8年度 男女共同参画に関する中学生の作文募集要項

### 1 目的

日立市では、すべての男女が、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、日立市男女共同参画社会基本条例を制定しています。男女共同参画社会の形成促進に関する教育をさらに充実し、子どもたちの意識啓発を図るため、中学生から男女共同参画に関する作文を募集します。

### 2 応募締切 令和8年9月4日（金）

### 3 応募対象

市内に住民登録があるか市内の中学校・特別支援学校（中学部）に通学している生徒の作品とします。

作品は、1人1点とします。

### 4 応募方法

(1) 400字詰め原稿用紙3枚以内に、男女共同参画をテーマとした作文を書いてください。

原稿用紙の冒頭には、題名、学校名、学年、氏名（ふりがな）を明記してください。

(2) **市内**の中学校等に通学している生徒は、各中学校を通して、女性若者支援課に提出してください。

(3) **市外**の中学校等に通学している生徒は、作品の余白に住所と連絡先を記入し、郵送または直接女性若者支援課へお持ちください。

### 5 賞及び作品の選考

(1) 選考委員会で審査し、7点の優秀作品を決定します。（最優秀賞1点、優秀賞2点、佳作4点。ただし、作品の優秀作品数は応募状況によって変更する場合があります。）

### 6 優秀作品等の発表

(1) **男女共同参画をすすめるつどい10/24（土）で表彰式を行います。**  
**（最優秀賞を受賞した作品については受賞者本人による朗読をお願いします。）**

(2) 入賞作品集の配布を行います。

## 7 応募作品の取扱い

- (1) 作品の著作権は日立市に帰属します。
- (2) 応募作品は、学校を通じて返却します。
- (3) 応募作品は、日立市の男女共同参画に関する啓発事業のために使用することがあります。

例：日立市が発行する情報紙等の印刷物への掲載

日立市ホームページへの掲載

ケーブルテレビ JWAYY による作品紹介番組等での使用

## 8 主 催

日立市・日立市教育委員会

## 9 提出先・問合せ先

日立市市民生活環境部 女性若者支援課 男女共同参画推進室

〒317-0073 日立市幸町1丁目21番1号 日立シビックセンター6階

TEL 0294(26)0315

FAX 0294(26)0317